



金 沢 市 公 報

第 3 0 7 6 号

令和4年(2022年)5月23日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 告 示		○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支
○自転車等を移動し、保管したことについて		援するための法律の規定に基づく指定自立支
(歩ける環境推進課)	1	援医療機関の指定の更新について(")
○自転車等を撤去し、保管したことについて		● 公 告
(")	2	○住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況につい
○地縁による団体の告示された事項の変更につ		て (市民課)
いて (市民協働推進課)	3	○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定
○生活保護法等の規定に基づく介護機関の指定		について (建築指導課)
について (生活支援課)	3	● 選挙管理委員会公告
○生活保護法等の規定に基づく指定介護機関の		○選挙人名簿の抄本等の閲覧状況について
所在地の変更について (")	4	(選挙管理委員会)
○身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当		● 監査公表
させる医師の指定について (障害福祉課)	4	○監査公表(第6号) (監査事務局)
○身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当		● 消防局告示
させる医師の指定の辞退について(")	4	○金沢市火災予防条例の規定に基づく指定催し
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支		の指定について (予 防 課)
援するための法律の規定に基づく指定自立支援		● 公営企業告示
医療機関の指定について (")	5	○公共下水道の供用及び終末処理場による下水
		の処理の開始について (建 設 課)

告 示

●金沢市告示第155号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

令和4年5月23日

金沢市長 村 山 卓

- 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 - 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅西自転車駐車場
 - 金沢市営野町駅前自転車駐車場

- 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
- 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
- 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
- 金沢市営若松バス停前自転車駐車場
- 金沢市営香林坊地下自転車駐車場
- 金沢市営柿木畠自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 2 移動し、保管した自転車等の台数
自転車 210台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
令和4年4月1日から同月30日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
金沢市二口町二24番地5
公益社団法人金沢市シルバー人材センター
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
日時 令和4年5月23日から同年8月22日まで
午前10時から午後7時まで
場所 金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第156号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和4年5月23日

金沢市長 村 山 卓

- 1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
畝田東2丁目地内	自 転 車	1台
彦三町1丁目地内	自 転 車	1台
駒堀町地内	自 転 車	1台
三池栄町地内	自 転 車	1台
西金沢3丁目地内	自 転 車	1台
額乙丸町地内	原 動 機 付 自 転 車	1台
諸江町上丁地内	自 転 車	1台
泉3丁目地内	自 転 車	1台
片町1丁目地内	自 転 車	1台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
令和4年4月1日から同月30日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
 - (1) 期間
令和4年5月23日から同年11月22日まで
 - (2) 場所
金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第157号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和4年5月23日

金沢市長 村 山 卓

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
四十万西町会	代表者の氏名及び住所	塩谷 政一 金沢市四十万町イ48番地	水町 克行 金沢市四十万町イ111番地2	令和4年4月1日
大野町1丁目町会	代表者の氏名及び住所	柘野 茂 金沢市大野町4丁目力50番地5	大野 観 金沢市大野町1丁目4番地	令和4年4月1日
大野町2丁目町会	代表者の氏名及び住所	小池 隆行 金沢市大野町2丁目20番地	岡田 桂子 金沢市大野町2丁目36番地	令和4年4月1日
大野町4丁目東町会	代表者の氏名及び住所	橋本 裕人 金沢市大野町4丁目185番地10	源 義則 金沢市大野町4丁目力159番地37	令和4年4月1日
大野町6丁目町会	代表者の氏名及び住所	石田 孝直 金沢市大野町6丁目8番地	梅岡 仁 金沢市大野町6丁目59番地	令和4年4月1日
大野町7丁目第1町会	代表者の氏名及び住所	永井 等 金沢市大野町7丁目137番地	木下 賢一 金沢市大野町7丁目125番地	令和4年4月1日
三浦町会	主たる事務所の所在地	金沢市三浦町301番地69	金沢市三浦町301番地12	令和4年4月2日
	代表者の氏名及び住所	山本 新一 金沢市三浦町301番地69	吉田 幸紀 金沢市三浦町301番地12	
大野町7丁目第2町会	代表者の氏名及び住所	小林 史彦 金沢市大野町7丁目50番地	川端 敏久 金沢市大野町4丁目甲5番地	令和4年4月9日
田上新町町会	代表者の氏名及び住所	大野川 雄一 金沢市田上新町197番地	後藤 清典 金沢市田上新町392番地1	令和4年4月10日
若谷町会	代表者の氏名及び住所	桑本 守正 金沢市若松町3丁目86番地	大高 昭雄 金沢市若松町3丁目236番地	令和4年4月17日
上荒屋第10町会	主たる事務所の所在地	金沢市上荒屋5丁目328番地1	金沢市上荒屋5丁目304番地	令和4年4月17日
	代表者の氏名及び住所	八田 嘉明 金沢市上荒屋5丁目328番地1	栗原 秀晃 金沢市上荒屋5丁目304番地	
大野町5丁目町会	代表者の氏名及び住所	石田 義則 金沢市大野町5丁目64番地	中村 裕子 金沢市大野町5丁目58番地	令和4年4月21日

●金沢市告示第158号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和4年5月23日

金沢市長 村 山 卓

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
1710120690	上野医院	金沢市小立野3丁目14番5号	上野医院	金沢市小立野3丁目14番5号	令和4年2月24日	訪問看護 介護予防訪問看護 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

●金沢市告示第159号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和4年5月23日

金沢市長 村 山 卓

事業所番号	事業所		事業者			変更年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地			
				変更前	変更後		
1760191047	あわーず石川金沢訪問看護リハビリステーション	金沢市西念2丁目2番1号デスタンNo.12ビル2F	株式会社ベストソーシングSR	東京都新宿区百人町1丁目22番3号新宿ナショナルコート203	金沢市広岡3丁目3番77号JR金沢駅西第一NKビル6階	令和3年11月16日	訪問看護 介護予防訪問看護
1760191047	あわーず石川金沢居宅介護支援ステーション	金沢市西念2丁目2番1号デスタンNo.12ビル2F	株式会社ベストソーシングSR	東京都新宿区百人町1丁目22番3号新宿ナショナルコート203	金沢市広岡3丁目3番77号JR金沢駅西第一NKビル6階	令和3年11月16日	居宅介護支援

●金沢市告示第160号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により診断を担当する医師として次のとおり指定したので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）第2条の規定により告示します。

令和4年5月23日

金沢市長 村 山 卓

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	指定年月日
金沢市立病院	金沢市平和町3丁目7番3号	内科	池田 達則	令和4年3月18日
はっとり大腸肛門クリニック	金沢市大友1丁目109番地	外科	前多 力	令和4年3月18日

●金沢市告示第161号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があったので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）第2条の規定により告示します。

令和4年5月23日

金沢市長 村 山 卓

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	辞退等年月日
岩城内科医院	金沢市駅西本町2丁目5番20号	内科 循環器科	岩城 紀男	令和3年12月31日
独立行政法人国立病院機構医王病院	金沢市岩出町二73番地1	小児科	関 秀俊	令和3年4月1日
独立行政法人国立病院機構医王病院	金沢市岩出町二73番地1	神経内科	林 幸司	令和3年4月1日

●金沢市告示第162号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により次の医療機関を指定自立支援医療機関として指定したので、同法第69条の規定により告示します。

令和4年5月23日

金沢市長 村 山 卓

1 薬局

名 称	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
北町ラン薬局	金沢市駅西本町6丁目14番5号	育成医療、更生医療	令和4年4月1日
スギ薬局金石店	金沢市金石本町ハ8番地	育成医療、更生医療	令和4年4月1日
とよほ薬局	金沢市豊穂町2番地	育成医療、更生医療	令和4年4月1日

2 訪問介護

名 称	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
訪問看護ステーションしおかぜ	金沢市金石東1丁目4番11号 金沢西彩庵2階	更生医療	令和4年4月1日

●金沢市告示第163号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定の更新をしたので、同法第69条の規定により告示します。

令和4年5月23日

金沢市長 村 山 卓

1 病院

名 称	所在地	自立支援医療の種類	指定更新年月日
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	肝臓に関する医療	令和4年4月1日
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	肝移植に関する医療	令和4年4月1日
金沢皓歯会歯科クリニック	金沢市野町4丁目6番1号	口腔に関する医療	令和4年4月1日

2 薬局

名 称	所在地	自立支援医療の種類	指定更新年月日
ひこそまち薬局	金沢市彦三町1丁目5番33-2号	育成医療、更生医療	令和4年4月1日
広岡あおぞら薬局	金沢市広岡1丁目12番1号	育成医療、更生医療	令和4年4月1日
若草あおぞら薬局	金沢市若草町2番38号	育成医療、更生医療	令和4年4月1日
森本あおぞら薬局	金沢市吉原町ハ24番地1	育成医療、更生医療	令和4年4月1日
さくら薬局金沢大学前店	金沢市石引1丁目8番9号	育成医療、更生医療	令和4年4月1日
さくら薬局金沢三馬店	金沢市三馬2丁目245番地	育成医療、更生医療	令和4年4月1日
大浜アルプ薬局	金沢市粟崎町3丁目31番地2	育成医療、更生医療	令和4年4月1日
中森かいてきゆいの里薬局	金沢市三池栄町70番地	育成医療、更生医療	令和4年4月1日
金沢駅西口あおぞら薬局	金沢市広岡1丁目1番10号 駅西ファーストビル1階	育成医療、更生医療	令和4年4月1日

公 告

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間における住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況を次の日時及び場所において公表します。

令和4年5月23日

金沢市長 村 山 卓

日 時 令和4年5月24日から同年6月6日までの間（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）

午前9時から午後5時45分まで

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市市民局市民課

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局建築指導課において縦覧に供します。

令和4年5月23日

金沢市長 村 山 卓

新たに指定した道路の位置等

指定番号	指定の年月日	指 定 道 路 の 位 置	延長(m)	幅員(m)
第82号	令和4年5月6日	第5次安原異業種工業団地土地区画整理事業施行地区内4街区1番先から 第5次安原異業種工業団地土地区画整理事業施行地区内5街区1号公園先まで	185.6	8.0
第82号	令和4年5月6日	第5次安原異業種工業団地土地区画整理事業施行地区内4街区1番先から 第5次安原異業種工業団地土地区画整理事業施行地区内4街区3番先まで	262.5	8.0

選挙管理委員会公告

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項（同法第30条の12において準用する場合を含む。）の規定により、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間における選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧の状況を次の日時及び場所において公表します。

令和4年5月23日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

日 時 令和4年5月24日から同年6月6日までの間（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）

午前9時から午後5時45分まで

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市選挙管理委員会

監 査 公 表

●金沢市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和4年5月23日

金沢市監査委員 西 尾 昭 浩
 金沢市監査委員 中 村 哲 郎
 金沢市監査委員 野 本 正 人
 金沢市監査委員 下 沢 広 伸

1 包括外部監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 令和4年4月4日
- (2) 措置を講じた局等 農林水産局農業基盤整備課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成31年4月11日(平成31年監査公表第8号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<ul style="list-style-type: none"> ・市単土地改良事業費について ・中山間地域活性化農業施設整備事業費について ・公共事業関連土地改良事業費について 意見(119ページ、125ページ、127ページ) 事業の公平性を確保するため、事業を選定する際の採択基準を明確にする必要がある。	市単土地改良事業事務取扱要領を改正し、緊急性の判断や国の基準を準用する要件を明記することで、採択基準を明確にした。

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 令和4年4月4日
- (2) 措置を講じた局等 都市整備局緑と花の課
- (3) 監査結果の公表年月日 令和3年4月12日(令和3年監査公表第8号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)	
<ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かなまちづくり促進事業費について 意見(48ページ) 緑のまちづくり市民協働推進費及び屋上等緑化事業費補助について、利用が極めて少ないことから、制度内容の見直しや周知の徹底などについて検討する必要がある。	緑のまちづくり市民協働推進費及び屋上等緑化事業費補助について、ホームページ上に制度の詳細を記載したチラシを掲載し、住宅関係のページからもリンクできる等内容の充実を図った。	
<ul style="list-style-type: none"> ・緑の少年団活動支援費について 意見(57ページ) 緑の少年団について、登録団体数の増加及び活動の活性化に向けて、制度内容の見直しや周知の徹底などについて検討する必要がある。		緑の少年団について、制度周知のチラシを作成し、子ども会連合会等に周知を行った。
<ul style="list-style-type: none"> ・緑と花の活動員事業費について 意見(60ページ) かなざわ緑と花の会について、活動員数の増加及び活動の活性化に向けて、活動内容の見直しや周知の徹底などについて検討する必要がある。		かなざわ緑と花の会における活動について、周知のチラシを作成し、ホームページに掲載した。
<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設整備事業費について 指摘事項(102ページ) 公園施設長寿命化計画に基づく公園のライフサイクル	公園のライフサイクルコスト削減のため、公園管理シ	

コスト削減のため、施設台帳に毎年の点検及び対策実施履歴を継続的に記録していくべきである。	システム内の施設台帳に毎年の補修修繕等の履歴を継続的に記録していくこととした。
--	---

消 防 局 告 示

●消防局告示第1号

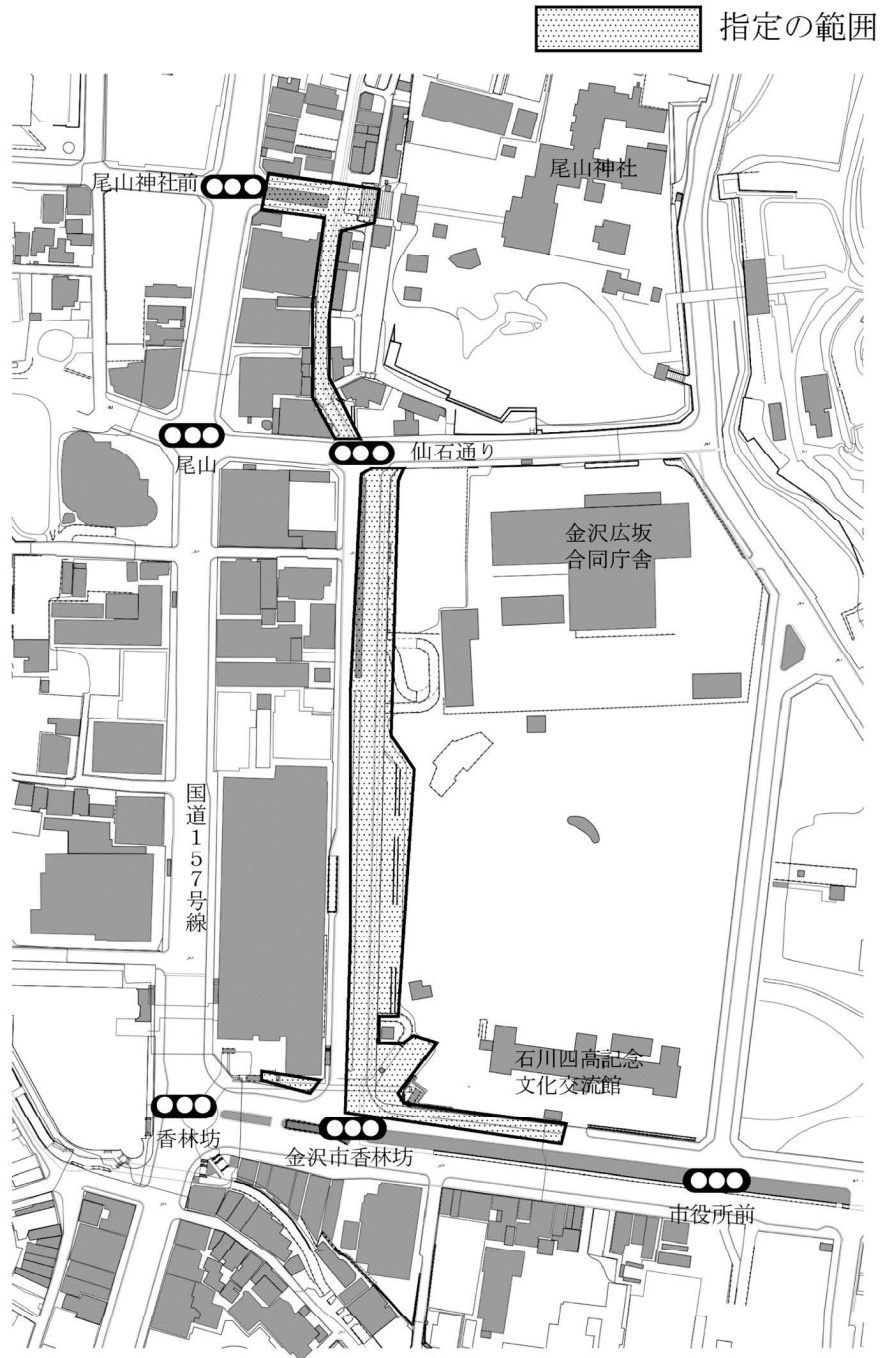
金沢市火災予防条例（昭和37年条例第5号）第42条の2第1項の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定したので、同条第3項の規定により告示します。

令和4年5月23日

金沢市消防長 蔵 義 広

催 し の 名 称	百万石まつり露店営業催し
催 し の 開 催 期 間	令和4年6月3日から同月5日まで
指 定 の 範 囲	別図のとおり

別図



公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第11号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設課において、一般の縦覧に供します。

令和4年5月23日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
令和4年6月1日

- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
 - (1) 乙丸町及び法光寺町の各一部
 - (2) 大浦町及び千木町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
 - (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市浅野本町ホ131番地
名称 城北水質管理センター
 - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市湊3丁目5番地8
名称 臨海水質管理センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

令和4年(2022年)5月23日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄